計算されるものをいう。

十四　所要資本　規則第八十七条、第百六十二条、第百九十条第二項及び第二百十条の十一の四の規定に基づき、この告示にその額を定めるものをいう。

十五　ソルベンシー・マージン比率　適格資本の額を所要資本の額で除した値をいう。

十六　基準日　ソルベンシー・マージン比率の算出を行う日をいう。

十七　単体ベース　経済価値ベースのバランスシート（第二十四号に規定する経済価値ベースのバランスシートをいう。次号において同じ。）、適格資本の額、所要資本の額及びこれらの構成要素を算出するに当たって、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人を計算の対象とすることをいう。

十八　連結ベース　経済価値ベースのバランスシート、適格資本の額、所要資本の額及びこれらの構成要素を算出するに当たって、保険会社及びその子会社等又は保険持株会社及びその子会社等を計算の対象とすることをいう。

十九　貸借対照表　保険会社の規則第五十九条に規定する中間業務報告書に含まれる中間貸借対照表及び業務報告書に含まれる貸借対照表並びに外国保険会社等及び免許特定法人の規則第百四十三条に規定する中間業務報告書に含まれる日本における保険業の中間貸借対照表及び業務報告書に含まれる日本における保険業の貸借対照表をいう。

二十　連結貸借対照表　特例企業会計基準等適用法人等でない保険会社の規則第五十九条に規定する中間業務報告書に含まれる中間連結財務諸表における中間連結貸借対照表及び業務報告書に含まれる連結財務諸表における連結貸借対照表並びに特例企業会計基準等適用法人等でない保険持株会社の規則第二百十条の十に規定する中間業務報告書に含まれる中間連結財務諸表における中間連結貸借対照表及び業務報告書に含まれる連結財務諸表における連結貸借対照表をいう。

二十一　連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）　連結貸借対照表を基礎として、第二章第二節の規定に基づき、連結の範囲等を調整したものをいう。

二十二　貸借対照表等　貸借対照表及び連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）をいう。

二十三　経済価値評価　市場価格に整合的な評価又は市場に整合的な原則、手法及びパラメーターを用いる方法により導かれるキャッシュ・フローの現在価値に基づく評価をいう。

二十四　経済価値ベースのバランスシート　貸借対照表等に対し、第九条の規定に基づく組替え及び第十条の規定に基づく経済価値評価の額への評価替えを行ったもの並びに財政状態計算書（連結の範囲等調整後）（第四十七号に規定する財政状態計算書（連結の範囲等調整後）をいう。）に対し、第百八十四条の規定を適用して組替え及び評価替えを行ったものをいう。

二十五　規制上の準備金　次のイからホまでに掲げる額の合計額をいう。

イ　危険準備金の額

ロ　異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項に定める危険準備金を含む。）の額

ハ　価格変動準備金の額

ニ　配当準備金未割当部分（株式会社にあっては、契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える部分をいい、相互会社にあっては、社員配当準備金（社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含む。）のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える部分をいう。）

ホ　連結ベースにあっては、外国の連結子会社等におけるイからニまでに掲げる額に相当する額（貸借対照表等の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）

二十六　特別勘定等　法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものをいう。

二十七　UFR　期待実質金利及び期待インフレ率から算出される超長期の短期フォワード・レートをいう。

二十八　LOT　深み、流動性及び透明性のある金融市場において、市場情報が観測可能な最後の年限をいう。

二十九　生命保険契約　法第三条第四項第一号に掲げる保険、同条第五項第一号に掲げる保険のうち再保険であって同条第四項第一号に掲げる保険に係るもの及び同条第五項第一号に掲げる保険のうち保険料又は保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益の全部若しくは一部の金額の払戻しを約した保険契約（当該払戻しに係る部分に限る。）をいう。

三十　損害保険契約　法第三条第五項第一号に掲げる保険（前号、次号又は第三十二号に該当するものを除く。）及び同項第三号に掲げる保険に係る保険契約並びに同条第六項に規定する保証証券業務による保証をいう。

三十一　生命保険類似の第三分野保険契約　第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは同条第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険をいう。以下この条において同じ。）に係る保険契約であって、第三章第二節第二款に規定する現在推計の額の計算又は同章第三節に規定する再保険回収額の計算を罹患及び障害その他これらに類するものの発生率に基づき行っている保険に係る保険契約をいう。

三十二　損害保険類似の第三分野保険契約　第三分野保険に係る保険契約であって、生命保険類似の第三分野保険契約に該当しない保険契約をいう。

三十三　生命保険契約等　生命保険契約及び生命保険類似の第三分野保険契約をいう。